

町田市立中学校部活動全国大会等参加費補助金交付要綱の一部改正について

1 改正理由

要綱の有効期限を延長するとともに、補助金の交付額に関する規定を整理するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 補助金の交付額に関する規定を整理します。(第7関係)
- (2) 要綱の有効期限を2023年3月31日限りに改めます。(附則関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2020年4月1日から施行します。ただし、改正内容(2)は、同年3月31日から施行します。

町田市立中学校部活動全国大会等参加費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

町田市立中学校部活動全国大会等参加費補助金交付要綱（2007年4月1日適用）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第2 補助の目的</p> <p>補助金は、予算の範囲内において、部活動の一環として<u>全国大会等に出場する町田市立の中学校の生徒の保護者</u>に対し、<u>当該全国大会等の参加に要する経費</u>の一部を補助することにより、<u>当該保護者の経済的な負担の軽減</u>を図り、<u>もって町田市立の中学校の部活動の振興に寄与</u>することを目的とする。</p> <p>第4 補助対象者</p> <p>補助の対象となる者は、<u>部活動において全国大会等に出場する町田市立の中学校の生徒</u>（<u>当該全国大会等の要項等で定める出場者枠の範囲内にある者に限る。</u>）の保護者とする。</p> <p>第5 補助対象事業</p> <p>補助の対象となる事業は、<u>第4に規定する生徒が部活動において全国大会等に参加する事業</u>とする。</p> <p>第6 補助対象経費</p> <p>補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。<u>この場合において、第2号に掲げる宿泊費については、市長が必要と認める場合に限り、補助の対象とする。</u></p> <p>(1)～(4)略</p> <p>第7 補助金の交付額</p> <p>補助金の交付額は、<u>次の各号に掲げる経費</u></p>	<p>第2 補助の目的</p> <p>補助金は、予算の範囲内において、<u>町田市立中学校の部活動（以下「部活動」という。）において全国大会等に出場する生徒の保護者</u>に対し、全国大会等の参加に要する費用の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図り、もって部活動の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>第4 補助対象者</p> <p>補助の対象となる者は、全国大会等に出場する生徒（<u>当該全国大会等の要項等により出場者枠の範囲内にある選手、マネージャー等をいう。第5において「出場選手等」という。</u>）の保護者とする。</p> <p>第5 補助対象事業</p> <p>補助の対象となる事業は、<u>出場選手等が部活動として全国大会等に参加する事業</u>とする。</p> <p>第6 補助対象経費</p> <p><u>1</u> 補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p><u>2</u> <u>前項第1号及び第2号に掲げる経費については、通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費又は宿泊費により計算するものとする。</u></p> <p>第7 補助金の交付額</p> <p>補助金の交付額は、<u>第6第1項に規定する</u></p>

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 交通費 実支出額 (通常の経路及び方法により旅行した場合に要する額を限度とする。)

(2) 宿泊費 実支出額 (全国大会等の主催者が宿泊先をあっせんする場合にあっては、当該宿泊先の宿泊費のうち最も低い額) と 1万円とを比較していずれか低い方の額

(3) 大会参加負担金 実支出額

(4) 第6第4号に掲げる経費 市長が必要と認める額

附 則

1 略

2 この要綱は、2023年3月31日限り、その効力を失う。

補助対象経費の額とする。

附 則

1 略

2 この要綱は、2020年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。